

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年7月29日

【計算期間】 第6期（自平成20年5月1日至平成20年10月31日）

【発行者名】 スターツプロシード投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 平出 和也

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目3番11号

【事務連絡者氏名】 スターツアセットマネジメント投信株式会社
管理部長 松田 繁

【連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目3番11号

【電話番号】 03（6202）0856（代表）

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
（東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年1月29日提出の有価証券報告書の記載事項のうち、記載内容の一部について訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

5【運用状況】

(2)【投資資産】

③【その他投資資産の主要なもの】

ロ. 取得済資産にかかる信託不動産の概要

d. 土壌汚染リスク調査の概要

<訂正前>

物件番号	物件名	フェーズⅠ（注1）			フェーズⅡ（注2）		
		作成年月日	調査業者	汚染の可能性	作成年月日	調査業者	汚染の可能性
（中略）							
C-26	プロシード目黒青葉台	平成18年 <u>9月26日</u>	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-27	プロシード杉並宮前	平成18年 <u>11月13日</u>	五洋建設株式会社	低い	—	—	—
C-28	プロシード両国	平成18年 <u>10月24日</u>	前田建設工業株式会社	有	平成18年9月 (日付記載無し)	前田道路株式会社 東京支店	無
C-29	プロシード三田	平成18年 <u>9月1日</u>	前田建設工業株式会社	有	平成16年7月 (日付記載無し)	株式会社国際技術 コンサルタンツ	無
（中略）							
G-8	プロシード太閤通	平成18年 <u>3月1日</u>	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-9	プロシード大橋	平成18年 <u>2月10日</u>	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-10	プロシード那珂川	平成18年 <u>2月10日</u>	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
（後略）							

<訂正後>

物件 番号	物件名	フェーズⅠ（注1）			フェーズⅡ（注2）		
		作成年月日	調査業者	汚染の 可能性	作成年月日	調査業者	汚染の 可能性
（中略）							
C-26	プロシード目黒青葉台	平成18年10月24日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-27	プロシード杉並宮前	平成18年10月24日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
C-28	プロシード両国	平成18年11月13日	前田建設工業株式会社	有	平成18年9月 （日付記載無し）	前田道路株式会社 東京支店	無
C-29	プロシード三田	平成18年10月24日	前田建設工業株式会社	有	平成16年7月 （日付記載無し）	株式会社国際技術 コンサルタンツ	無
（中略）							
G-8	プロシード太閤通	平成18年4月7日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-9	プロシード大橋	平成18年2月24日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
G-10	プロシード那珂川	平成18年2月24日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
（後略）							

f. 担保の状況

<訂正前>

物件番号	名称	担保の内容
C-1 (中略)	プロシード市川 (中略)	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成20年11月29日付金銭消費貸借契約及び株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成20年11月29日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金3,920,000,000円）を担保するために、 (i) 本物件の土地及び建物にかかる信託受益権に質権を設定し、 (ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を平成20年11月29日に締結しております。
G-5	プロシード元町2	
C-17 (中略)	プロシード松濤 (中略)	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成18年4月28日付金銭消費貸借契約及び株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成18年4月28日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金2,700,000,000円）を担保するために、 (i) 本物件の土地及び建物にかかる信託受益権に質権を設定し、 (ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を締結しております。
G-11	プロシード穂波町	
C-24 (中略)	プロシード都立大学2 (中略)	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成18年11月20日付金銭消費貸借契約、株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成18年11月20日付金銭消費貸借契約、株式会社千葉銀行と本投資法人との間の平成18年11月20日付金銭消費貸借契約及び株式会社武蔵野銀行と本投資法人との間の平成18年11月20日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金4,880,000,000円）を担保するために、(i) 本物件の土地及び建物に係る信託受益権に質権を設定し、(ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を締結しております。
C-39 (中略)	プロシード新丸子 (中略)	(中略)
C-41 (中略)	プロシード西新井 (中略)	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約、株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約、株式会社千葉銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約及び株式会社武蔵野銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金3,100,000,000円）を担保するために、(i) 本物件の土地及び建物に係る信託受益権に質権を設定し、(ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を平成19年11月28日に締結しております。
(中略)	(中略)	(中略)
C-42 (中略)	プロシード調布 (中略)	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約、株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約、株式会社千葉銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約及び株式会社武蔵野銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金5,690,000,000円）を担保するために、(i) 本物件の土地及び建物に係る信託受益権に質権を設定し、(ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を平成19年11月28日に締結しております。
R-2 (後略)	プロシード水戸 (後略)	(後略)

<訂正後>

物件番号	名称	担保の内容
C-1 (中略)	プロシード市川 (中略)	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成20年11月27日付金銭消費貸借契約及び株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成20年11月27日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金3,920,000,000円）を担保するために、 (i) 本物件の土地及び建物にかかる信託受益権に質権を設定し、 (ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を平成20年12月1日に締結しております。
G-5	プロシード元町2	
C-17 (中略)	プロシード松濤 (中略)	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成18年4月28日付金銭消費貸借契約及び株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成18年4月28日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金2,700,000,000円）を担保するために、 (i) 本物件の土地及び建物にかかる信託受益権に質権を設定し、 (ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を平成18年5月2日に締結しております。
G-11	プロシード穂波町	
C-24 (中略)	プロシード都立大学2 (中略)	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成20年11月19日付金銭消費貸借契約、株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成20年11月19日付金銭消費貸借契約、株式会社千葉銀行と本投資法人との間の平成20年11月19日付金銭消費貸借契約及び株式会社武蔵野銀行と本投資法人との間の平成20年11月19日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金4,880,000,000円）を担保するために、(i) 本物件の土地及び建物に係る信託受益権に質権を設定し、(ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を平成20年11月21日に締結しております。
C-39 (中略)	プロシード新丸子 (中略)	(中略)
C-41	プロシード西新井	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約、株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約、株式会社千葉銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約及び株式会社武蔵野銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金3,100,000,000円）を担保するために、(i) 本物件の土地及び建物に係る信託受益権に質権を設定し、(ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を平成19年11月30日に締結しております。
(中略)	(中略)	(中略)
C-42 (中略)	プロシード調布 (中略)	株式会社りそな銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約、株式会社あおぞら銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約、株式会社千葉銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約及び株式会社武蔵野銀行と本投資法人との間の平成19年11月28日付金銭消費貸借契約に基づき本投資法人が現在及び将来負担する一切の債務（借入金元本総額金5,690,000,000円）を担保するために、(i) 本物件の土地及び建物に係る信託受益権に質権を設定し、(ii) 一定の場合に本物件の土地及び建物に抵当権を設定する旨の停止条件付抵当権設定契約を平成19年11月30日に締結しております。
R-2 (後略)	プロシード水戸 (後略)	(後略)